

# 住基ネットの活用状況と 住基ネット不接続団体に対する是正要求について

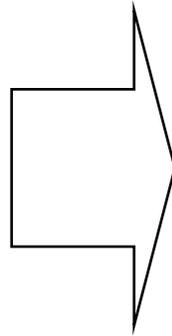
平成 21 年 4 月 23 日  
総務省自治行政局市町村課

# 住基ネットによる本人確認情報の利用状況

住基法に定められた国の行政機関等、地方公共団体の事務の処理に関し、本人確認情報を提供

- ・ 旅券の発給申請
- ・ 厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・ 厚生年金、国民年金の被保険者の資格の取得の届出
- ・ 厚生年金・国民年金等の支給
- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 司法試験の実施
- ・ 建設業法による技術検定の実施

等

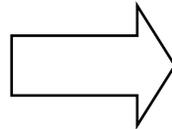


- 国の行政機関等に対し年間約9900万件の情報提供
- 地方公共団体において年間約420万件の情報提供

そのため

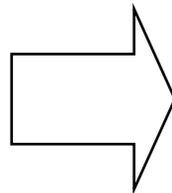
- ※ 年間約3000万人分の現況届等が省略
- ※ 年間約450万件の住民票の写しの添付が省略

市町村間のやりとりのオンライン化



- 年間約410万件の転入通知をオンライン化  
(約560万人分)

厚生年金・国民年金等における被保険者等の住所変更等の届出の省略(H23.4～目途)



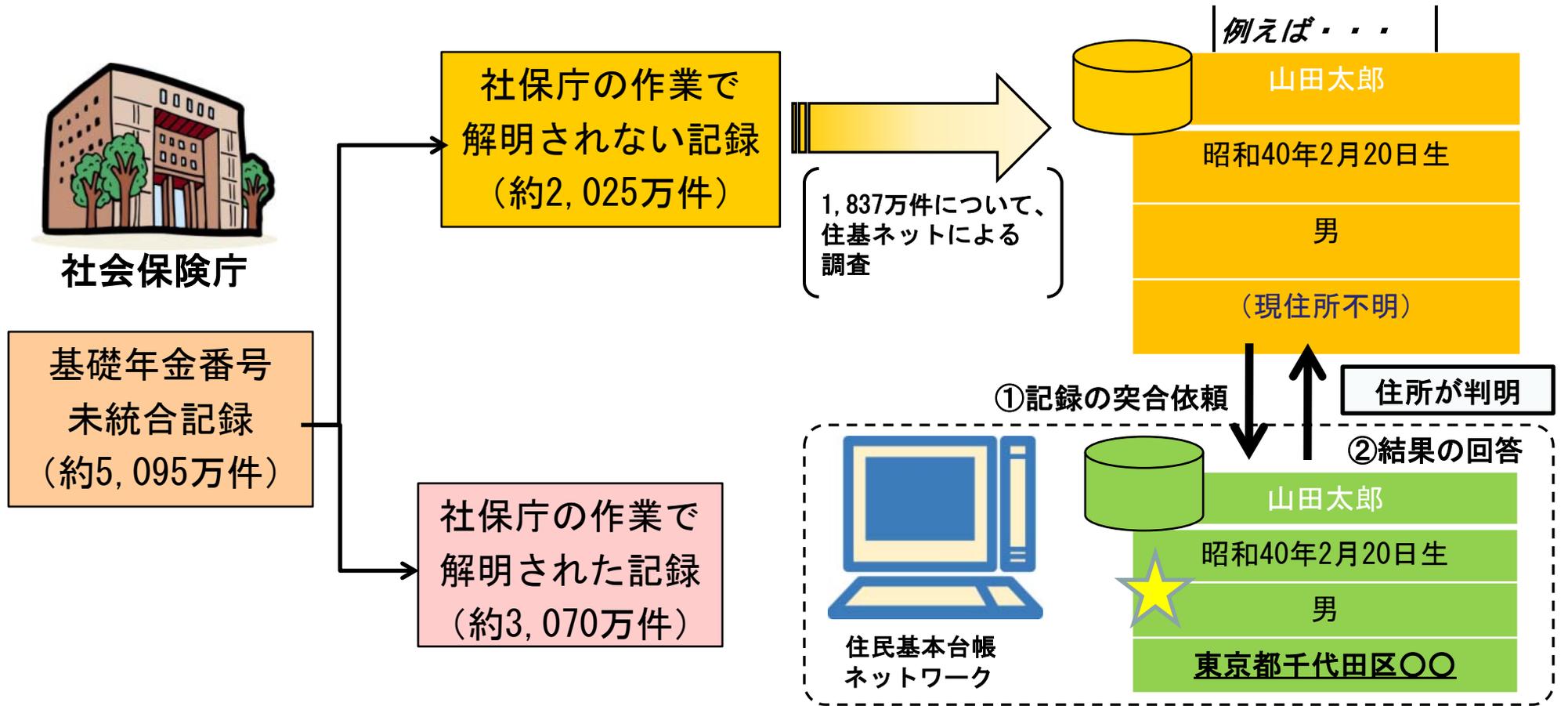
- 被保険者等による住所変更等の届出を原則廃止

〈注〉本人確認情報とは、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コードとこれらの変更情報をいう。

(※数値は平成19年度)

住基ネットによる効果は、事務効率化等によるもの約360億円/年(2,300万時間を時給換算)、郵送切手代の削減によるもの約70億円/年とあわせて、約400億円/年を超える効果と試算(H20.4)

# 年金未統合記録の住基ネット活用による解明



- 上記突合の結果、**約314万件**の記録について、不明であった住所情報等が判明
- そのうち、社会保険庁では、年金受給要件を満たす方（約3万人）に対して、年金記録の確認のお知らせを送付
- ※このほか、加入期間が10年以上25年未満の方（約24万人）などにもお知らせを送付する方向

# 住基ネット不接続に伴う不利益等

## □ 住基ネットによる行政効率化のメリット

- ・ 住基ネットにより、行政機関等に対して年間約1億件の本人確認情報を提供
  - 行政手続きにおける住民票の写しの添付(全国で約450万件/年)、年金の現況届(全国で約3,000万人分/年)等を省略
- ・ 市町村間の転入通知をオンライン化(全国で約410万件/年)
  - 転入通知の郵送代等が不要に
- ・ 年金未統合記録(約1,837万件)について住基ネットを活用して突合
  - 約314万件の記録について不明であった住所情報等が判明

## ■ 住基ネット不接続の団体の住民が便益を享受できていない例

- 年金の現況届に係る届出書を提出することが必要
- パスポート申請等の際に住民票の添付が必要
- 住基カードに格納された電子証明書を使用しての国税の電子申告(e-Tax)による税額控除の機会が奪われている。
- 年金未統合記録の住基ネットを活用した解明の道が閉ざされている。

## ■ 行政効率化の阻害

- 住基ネット不接続の団体に係る転入通知については、他の市町村でも別途書類による対応が必要

# 住基ネット関連訴訟等の状況

## 住基ネット関連訴訟

平成20年3月6日 最高裁判決（行政側の全面勝訴）～住民票コードの削除等の請求について～

- 住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということとはできない。

平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定（行政側の全面勝訴）～いわゆる選択制の可否について～

- 市町村長は、都道府県知事に対し、漏れなく住民に係る本人確認情報を送信する義務があり、これを怠った市町村長の行為は違法である（東京高裁判決（H19.11.29）を維持）。

## 不接続団体の状況

①東京都国立市（人口約7万4千人）

- ・平成14年12月26日から不接続
- ・東京都知事からは是正の勧告（平成15年5月30日、平成20年9月9日）
- ・国立市議会では「住基ネット接続を求める決議」を採択（平成20年9月19日）
- ・総務大臣から東京都知事に是正の要求の指示（平成21年2月13日）  
→ 東京都知事から国立市長への是正の要求（平成21年2月16日）

②福島県矢祭町（人口約7千人）

- ・住基ネット第1次稼働当初（平成14年8月5日）から不接続
- ・福島県知事からは是正の勧告（平成15年6月4日、平成21年3月17日）

※ 東京都杉並区（人口約52万人）

- ・住基ネット第1次稼働当初（平成14年8月5日）から不接続
- ・東京都知事からは是正の勧告（平成15年5月30日）
- ・国及び東京都を提訴（平成16年8月24日）→ 最高裁決定（平成20年7月8日）  
⇒ 杉並区長は住基ネットへの接続を表明（平成20年7月16日）→ 平成21年1月5日から住基ネットに接続

## 住民基本台帳ネットワーク不接続に係る是正の要求について

- 国立市は、住基ネットに接続しておらず、本人確認情報の都道府県知事への通知（住民基本台帳法第30条の5第1項及び第2項）等の規定に反し、住基法違反の状態
- 総務大臣は、平成20年2月13日、国立市に対して是正の要求を行うよう、東京都知事に対し指示。同月16日、東京都知事は、国立市に是正の要求を行った（地方自治法第245条の5第2項及び第3項）。
- 是正の要求を受けた国立市には、住基法の違反の是正を図るための必要な措置を講じる法的義務がある（地方自治法第245条の5第5項）。
- 国立市は、是正の要求に不服がある場合は、是正の要求があった日（2月16日）から30日以内（3月18日）に、総務大臣に自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申し出をすることができ（地方自治法第251条の3第1項）、自治紛争処理委員の勧告に不服があるときは、国立市は、高等裁判所に提訴できる。
- この期間を経過した後は、国立市は、当該是正の要求について不服を申し立てることはできない（不服申立をしなければ裁判上争うこともできない）。
- 国立市は、いまだ住基ネットに接続しておらず、また、自らの事務処理の適法性や当該是正の要求の違法性を自治紛争処理委員の審査の申立という手段により主張しないまま、審査申立期間（30日以内）が経過している。

## ○ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(抄)

(都道府県知事への通知)

第30条の5 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(以下略)

## ○ 地方自治法(昭和23年法律第67号)(抄)

(是正の要求)

第245条の5(略)

2 各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する事務(第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。) 都道府県知事

二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会

三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会

3 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

(略)

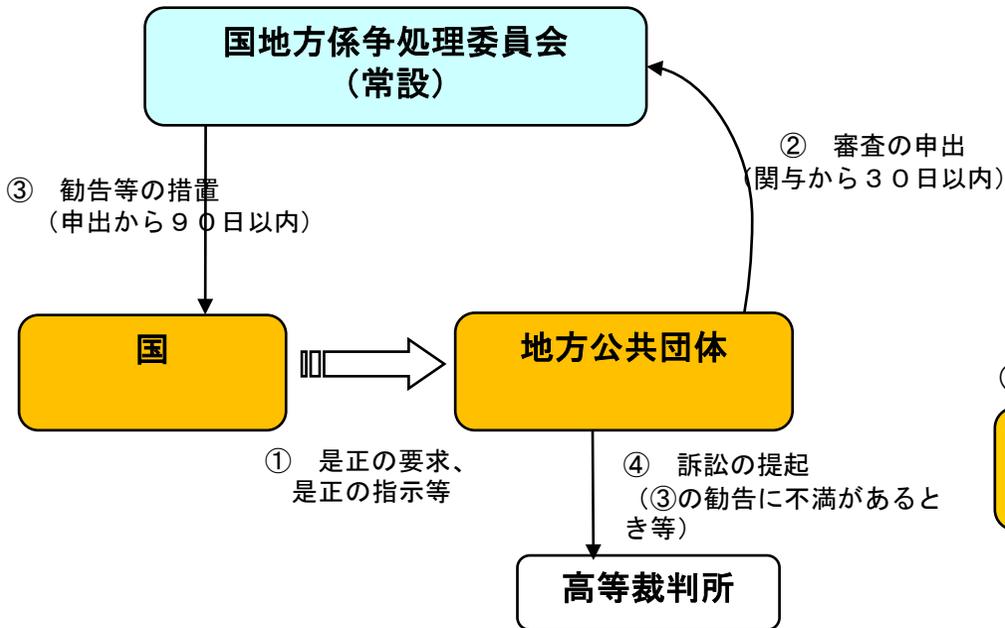
5 普通地方公共団体は、第1項、第3項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。

(審査及び勧告)

第251条の3 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの(次に掲げるものを除く。)に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

(以下略)

## 国地方係争処理委員会制度の概要



○これまでの処理案件

横浜市勝馬投票券発売税に対する総務大臣の不同意に係る審査の申出について（平成13年）

### 【概要】

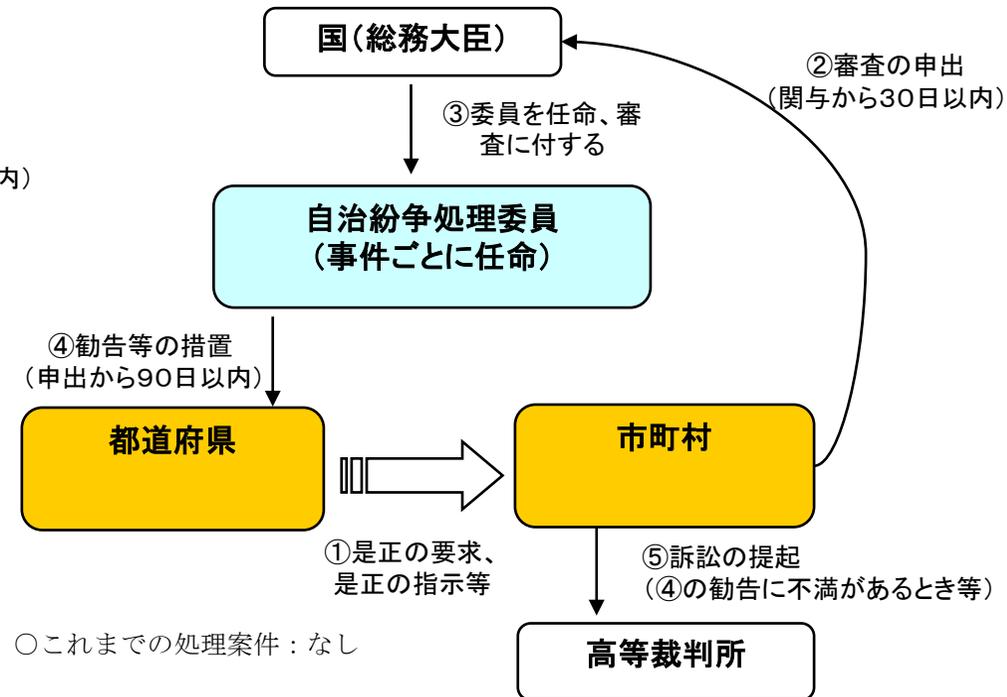
国地方係争処理委員会は、普通地方公共団体に対する国の関与について、地方公共団体の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

国の関与が違法又は不当であると認められる場合には、国の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

### 【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：常設（5名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、国は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。地方公共団体は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

## 自治紛争処理委員制度の概要



○これまでの処理案件：なし

### 【概要】

自治紛争処理委員は事件ごとに任命され、市町村に対する都道府県の関与について市町村の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

都道府県の関与が違法又は不当であると認められる場合には、都道府県の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

### 【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：事件ごとに任命（3名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、都道府県は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。市町村は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能